

一般疾病医療費等の払い戻し（償還払い）のご案内

被爆者の方は、都道府県知事が指定した医療機関等で医療を受けたとき、特別な場合を除いて、健康（介護）保険が適用される医療費の自己負担金を医療機関窓口で支払うことなく、医療を受けることができます。（ただし、差額ベッド料、診断書料などは自己負担となります。）

この場合、①被保険者の資格と自己負担割合を確認できるもの（※）と、②被爆者健康手帳を医療機関等に提示する必要があります。

※マイナ保険証（マイナンバーカード）または「資格確認書」

※介護保険の医療系サービスを利用する場合は、介護保険被保険者証

被爆者健康手帳交付日以降に被爆者本人が支払った医療費で、健康保険または介護保険の対象になるものは、払い戻し（償還払い）の申請ができます。指定されていない医療機関を受診したときや、手帳を持っていないときに受診してその場で支払った医療費も申請の対象になります。申請は、お住まいの市町の被爆者援護を担当する窓口で受け付けています。

ただし、被爆者健康手帳が交付されたことを医療機関等に伝えたと、医療機関等から返金を受けられる場合があります。医療機関等から返金を受けた部分は、払い戻し（償還払い）の申請はできません。

申請には、①領収書と②受診した月と同じ年・月の医療の内容を示す書類が両方必要です（必要な書類は、次のページに詳しく記載しています）。

レセプト（診療（調剤）報酬明細書、介護給付費明細書）の写し、領収書を紛失した場合の領収証明書、療養費支給申請書の写しなどの発行に係る費用は自己負担です。

※健康保険の対象になる医療費のレセプト（診療（調剤）報酬明細書や訪問看護療養費明細書等）の写しについては、健康保険の事務局（広島県後期高齢者広域連合）へ自己情報開示請求をすることができます。

※介護保険の対象になる医療費のレセプト（介護保険の医療系サービスに関する介護給付費明細書）の写しについては、利用された介護事業所等へご相談ください。

払い戻し（償還払い）の請求に必要な書類

申請の窓口は、市町の被爆者援護担当課（呉市は保健所）です。

次のものをご準備のうえ、必要書類を窓口にご提出ください。

【ご準備いただくもの】

- ①被爆者健康手帳、②通帳など（本人名義の口座がわかるもの）、
- ③後期高齢者医療保険の「資格確認書」（「資格確認書」をお持ちでない方はマイナポータル健康保険証情報のページで被保険者番号と負担割合をご提示ください（事前に印刷したもので可）。
- ④介護保険被保険者証（介護区分の申請をされる場合のみ）

区 分	必要書類等
医療費 (医科・歯科・調剤)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般疾病医療費（一部負担金相当額）支給申請書 ・領収書（原本）（紛失の場合は領収証明書でも可。） ・診療報酬明細書または調剤報酬明細書（レセプト）の写し ※「診療明細書」とは別の物です。 ※受診した月と同じ年・月のレセプトの写しが必要です。
治療用装具	<ul style="list-style-type: none"> ・一般疾病医療費（一部負担金相当額）支給申請書 ・治療用装具製作指示装着証明書または弾性着衣等装着指示書（原本または写し） ・領収書（原本または写し。紛失の場合は領収証明書でも可。） ※領収書（領収証明書）に型式等内訳が記載されていない場合は、請求書または見積書など、内訳がわかる書類も提出してください。
介 護 ※対象となるのは医療系サービスのみのみです。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般疾病医療費（一部負担金相当額）支給申請書 ・領収書（原本）（紛失の場合は領収証明書でも可。） ・介護給付費明細書（レセプト）の写し ※サービスを受けた月と同じ年・月のレセプトの写しが必要です。 ※対象となるサービス（医療系サービス） 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護
柔道整復	<ul style="list-style-type: none"> ・一般疾病医療費支給申請書 ・領収書（原本）（紛失の場合は領収証明書でも可。） ・療養費支給申請書の写し ※受診した月と同じ年・月の療養費支給申請書の写しが必要です。

次ページに続く

払い戻し（償還払い）の請求に必要な書類（続き）

区 分	必要書類等
あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう	<ul style="list-style-type: none"> ・一般疾病医療費支給申請書 ・領収書（原本）（紛失の場合は領収証明書でも可。） ・療養費支給申請書の写し（医師の同意書など添付書類を含む一式） <p>※受診した月と同じ年・月の療養費支給申請書の写しが必要です。</p>
移送	<ul style="list-style-type: none"> ・一般疾病医療費支給申請書 ・領収書 ・移送を必要とする旨の医師の証明書 または 保険者の支給決定通知書（移送方法、領収内訳等を記載または添付）

- 内容により、追加の書類を提出していただく場合があります。
 - 申請から支給されるまで、概ね5か月要します。内容により、さらに日数を要する場合があります。
 - 遺族（法定相続人の代表者）の方が申請される場合は、上記の表の書類に加えて次の書類が必要です。
 - ・誓約書
 - ・委任状（法定相続人全員からの委任状）
 - ・次のいずれか
 - ・故人の出生から死亡までの連続した戸籍及び法定相続人全員と被爆者の続柄が確認できる戸籍謄本等（※）
 - ・相続人情報証明書
- ※法定相続人の姓が婚姻等により改姓されている場合は、そのことが確認できる戸籍も必要です。
- ※法定相続人である子の死亡等により代襲相続が発生する場合は、死亡した子の出生から死亡までの連続した戸籍も必要です。
- ※戸籍はコピーでもかまいません。